



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月26日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 井上 一英

室長補佐 田中 明

TEL : 025-288-3504

特定最低賃金の改正に関する答申について

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

新潟地方最低賃金審議会(会長:永井 雅人)は、新潟労働局長(局長:岩瀬 信也)に対し、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を26円引き上げて、時間額936円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

本年7月27日、新潟労働局長から新潟地方最低賃金審議会に対し諮問を行った新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、同審議会は審議の結果、10月26日、現行の同産業に適用される最低賃金の時間額910円を26円引き上げて、936円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

新潟労働局としては、この答申を踏まえ、改正にかかる手続きを進めてまいります。

(参考)

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)の事業場で働く労働者に適用されるものです。ただし、次に掲げる者は除かれます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子

部品・デバイス部品の組立て又は加工業務

- 八 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- 二 運搬（動力によるものを除く。）用務員、賄いの業務